

第 48 回理事会議案書等

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
第 48 回理事会

【議 案】

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）ホスト放送局委託契約について |
| 第 2 号議案 | 職員の給与に関する規程の一部改正について |
| 第 3 号議案 | 短期借入について |

【報告事項】

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 報告事項 1 | 職務執行状況報告について |
| 報告事項 2 | アジア競技大会開閉会式業務の今後の進め方について |
| 報告事項 3 | アジアパラ競技大会開閉会式について |
| 報告事項 4 | パートナーシップ契約の締結等について |
| 報告事項 5 | アジア・アジアパラ競技大会 1 年前イベントの実施について |
| 報告事項 6 | アジア競技大会世界放送者会議・世界報道会議の開催について |
| 報告事項 7 | 愛知・名古屋 2026 大会における SDGs 推進方針について |
| 報告事項 8 | アスリート委員会の活動について |

【その他】

第 1 号議案 第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）ホスト放送局委託契約について

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）ホスト放送局委託契約について、資料 1 のとおりとする。

第2号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について

職員の給与に関する規程の一部を以下のとおり改正する。

【職員の給与に関する規程】

改正後	改正前
(給与の種類) 第3条 職員の給与は、給料及び手当とする。 2 前項に規定する手当は、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、差額調整手当、<u>特別業務手当</u>及び専門職職員業績手当とする。 (給与の支給日) 第4条 1 <省略> 2 前項本文に規定する支給日に支給する給与は、当月分の給料、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、<u>単身赴任手当及び特別業務手当</u>、前月分の時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当並びに支給単位期間分の通勤手当とする。 3 及び4 <省略> (日割計算) 第6条 1 及び2 <省略> 3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときの支給額は、その月の暦日数から就業規程第15条第1項又は派遣職員等就業規程第11条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する（以下「日割計算」という。）。	(給与の種類) 第3条 職員の給与は、給料及び手当とする。 2 前項に規定する手当は、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、差額調整手当及び専門職職員業績手当とする。 (給与の支給日) 第4条 1 <省略> 2 前項本文に規定する支給日に支給する給与は、当月分の給料、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当<u>及び</u>単身赴任手当、前月分の時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当並びに支給単位期間分の通勤手当とする。 3 及び4 <省略> (日割計算) 第6条 1 及び2 <省略> 3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときの支給額は、その月の暦日数から就業規程第15条第1項又は派遣職員等就業規程第11条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する。<u>（以下「日割計算」という。）</u>

改正後	改正前
4 <省略> 5 職員の給料を日割計算して支給するときは、その者の扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>管理職手当及び特別業務手当</u>は、給料の日割計算の方法に準じた方法により日割計算して支給する。 (初任給及び昇給等) 第10条 1～5 <省略> 6 次に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて会長が別に定める基準に従い決定するものとする。 (1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。） (2) 一般職職員でその職務の級が8級以上であるもの 7～9 <省略> (専門職給料表の適用を受ける職員の給料の決定等) 第11条 専門職職員の給料表の<u>職務の級及び号給</u>は、その者が従事する業務に応じて、会長が別に定める基準に従い決定する。 2及び3 <省略> 4 第1項の規定による<u>職務の級及び号給</u>の決定、第2項の規定による給料月額決定及び前項の規定による専門職職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。	4 <省略> 5 職員の給料を日割計算して支給するときは、その者の扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当<u>及び管理職手当</u>は、給料の日割計算の方法に準じた方法により日割計算して支給する。 (初任給及び昇給等) 第10条 1～5 <省略> 6 次に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて会長が別に定める基準に従い決定するものとする。 (1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。） (2) 一般職職員でその職務の級が8級以上であるもの<u>及び一般職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当するものとして会長が別に定める職員</u> 7～9 <省略> (専門職給料表の適用を受ける職員の給料の決定等) 第11条 専門職職員の給料表の号給は、その者が従事する業務に応じて、会長が別に定める基準に従い決定する。 2及び3 <省略> 4 <u>前条第1項の規定による職務の級の決定</u>、第1項の規定による号給の決定、第2項の規定による給料月額決定及び前項の規定による専門職職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

改正後	改正前
(管理職手当) 第 12 条 <u>会長が別に定める</u>管理又は監督の地位にある職員に対して、管理職手当を支給する。 2 <省略> <u>第 14 条の 2 医師として勤務する職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、当該職員の給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に 100 分の 16 を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</u> (管理職員特別勤務手当) 第 22 条 管理職員特別勤務手当は、第 12 条第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員、<u>専門職職員又は指定職職員</u>が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第 12 条第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員、<u>専門職職員</u>又は指定職職員が臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合には、当該職員に対して管理職特別勤務手当を支給する。 3～5 <省略>	(管理職手当) 第 12 条 管理又は監督の地位にある職員に対して、<u>別に定める</u>管理職手当を支給する。 2 <省略> <新設> (管理職員特別勤務手当) 第 22 条 管理職員特別勤務手当は、第 12 条第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員<u>又は</u>専門職職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第 12 条第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員又は指定職職員が臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合には、当該職員に対して管理職特別勤務手当を支給する。 3～5 <省略>

改正後	改正前
(期末手当) 第 23 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日に属する月の会長が別に定める日（次条及び第 25 条第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（第 27 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び会長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。 2～5 <省略> 第 25 条 1 <省略> 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月</u>が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 <省略> 第 13 節 特別業務手当 <u>(特別業務手当)</u> <u>第 26 条の 3 特別業務手当は、会長が特に支給の必要性を認める業務に従事する職員に対し、別に定める基準により支給する。</u>	(期末手当) 第 23 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日に属する月の会長が別に定める日（次条及び 25 条第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（第 27 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び会長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。 2～5 <省略> 第 25 条 1 <省略> 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文に規定する期間</u>が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 <省略> <新設>

改正後	改正前
(給与の減額) 第30条 1及び2<省略> 3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する<u>育児のための所定労働時間の短縮措置</u>を利用する職員の給料は、1週間当たりの勤務時間を就業規程第13条第1項又は派遣職員等就業規程第9条に規定する1週間についての勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 4<省略> (特定の職員についての適用除外) 第33条 第2章、第3章のうち第2節、第4節、第6節から第8節まで<u>及び第13節</u>並びに第5章のうち第29条から第31条までの規定は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）<u>のうち</u>、第12条に規定する管理職手当の支給を受ける者には適用しない。 2<省略> 3 第12条、第13条、第20条、第21条及び第26条の規定は、専門職職員には適用しない。 4～6<省略>	(給与の減額) 第30条 1及び2<省略> 3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する<u>育児短時間勤務を承認されている</u>職員の給料は、1週間当たりの勤務時間を就業規程第13条第1項又は派遣職員等就業規程第9条規定する1週間についての勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 4<省略> (特定の職員についての適用除外) 第33条 第2章、第3章のうち第2節、第4節<u>及び</u>第6節から第8節まで並びに第5章のうち第29条から第31条までの規定は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）<u>で</u>第12条に規定する管理職手当の支給を受ける者には適用しない。 2<省略> 3 <u>第9条、第10条、</u>第12条、第13条、第20条、第21条及び第26条の規定は、専門職職員には適用しない。 4～6<省略>

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 この規程は、公布の日から施行する。 2～3 <省略> 4 <u>愛知県職員及び名古屋市職員以外の自治体職員の身分を有する派遣職員のうち、第 12 条に規定する管理職手当の支給を受ける者及び名古屋市職員の身分を有する派遣職員</u>には、第 23 条に規定する期末手当を支給しない。 5 <省略> 附 則 この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、公布の日から施行する。 附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。 附 則 (施行期日等) 1 この規程は、公布の日から施行する。 2～3 <省略>	附 則 (施行期日) 1 この規程は、公布の日から施行する。 2～3 <省略> 4 名古屋市職員の身分を有する派遣職員には、第 23 条に規定する期末手当を支給しない。 5 <省略> 附 則 この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、公布の日から施行する。 附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。 附 則 (施行期日等) 1 この規程は、公布の日から施行する。 2～3 <省略>

改正後	改正前
附 則 この規程は、令和５年４月１日から施行する。 附 則 (施行期日等) １ この規程は、公布の日から施行する。 ２ この規程（公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第 23 条第 2 項の改正規定及び第 26 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は令和５年４月１日から、この規程（給与規程第 23 条第 2 項の改正規定及び第 26 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は同年 6 月 1 日から適用する。 ３＜省略＞ 附 則 (施行期日等) １ この規程は、公布の日から施行する。 ２ この規程（公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第 6 条第 5 項の改正規定及び第 16 条第 5 項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、この規程（第 6 条第 5 項の改正規定及び第 16 条第 5 項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は令和 5 年 10 月 1 日から適用する。 ３＜省略＞	附 則 この規程は、令和５年４月１日から施行する。 附 則 (施行期日等) １ この規程は、公布の日から施行する。 ２ この規程（公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会職員の給与に関する規程（以下、「給与規程」という。）第 23 条第 2 項の改正規定及び第 26 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は令和５年４月１日から、この規程（給与規程第 23 条第 2 項の改正規定及び第 26 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は同年 6 月 1 日から適用する。 ３＜省略＞ 附 則 (施行期日等) １ この規程は、公布の日から施行する。 ２ この規程（公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会職員の給与に関する規程（以下、「給与規程」という。）第 6 条第 5 項の改正規定及び第 16 条第 5 項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、この規程（第 6 条第 5 項の改正規定及び第 16 条第 5 項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は令和 5 年 10 月 1 日から適用する。 ３＜省略＞

改正後	改正前
附 則 この規程は、令和 6 年 6 月 11 日から施行する。	附 則 この規程は、令和 6 年 6 月 11 日から施行する。
附 則 (施行期日等) 1 この規程は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。 2 ～ 4 <省略>	附 則 (施行期日等) 1 この規程は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。 2 ～ 4 <省略>
附 則 (施行期日) 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 2 ～ 5 <省略>	附 則 (施行期日) 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 2 ～ 5 <省略>
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。</u> <u>2 この規程（公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。））による改正後の給与規程第 14 条の 2 並びに第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用し、改正後の給与規程第 26 条の 3 は令和 7 年 10 月 1 日から適用する。</u>	<新設>

改正後	改正前
<u>(派遣職員の地域手当)</u> <u>3 当分の間、愛知県職員又は名古屋市職員の身分を有する派遣職員の第14条の2の規定の適用については、「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「管理職手当の月額」と、「100分の16」とあるのは「100分の16（名古屋市職員の身分を有する者にあつては100分の15）」と読み替えるものとする。</u> <u>(給与の内払)</u> <u>4 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。</u>	

第3号議案 短期借入について

今後増加していく様々な支払いに迅速かつ柔軟に対応していく必要があるため、一時的な資金不足を回避する必要があるとき、金融機関から当該年度中に返済する短期借入（50億円未満）を行う。

併せて資料2のとおり「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」を修正する。

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

1 資金調達の見込みについて

一時的な資金不足を回避する必要があるとき、金融機関から当該年度中に返済する短期借入（50 億円未満）を行う。

2 設備投資の見込みについて

当期間中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

報告事項 1 職務執行状況について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項及び定款第 26 条第 6 項の規定に基づき、代表理事及び専務理事の職務の執行状況を、資料 3 のとおり報告する。

2025 年 9 月 3 日

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

会長	大村	秀章
会長代行	広沢	一郎
会長代行	嶋尾	正
会長代行	勝野	哲
専務理事	村手	聡

職務執行状況報告書

この報告書は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項及び定款第 26 条第 6 項の規定に基づく代表理事及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況に関する報告である。

職務執行状況報告書

(2025年3月28日から2025年9月3日まで)

1 理事会の開催

・次のとおり、理事会を開催し、各議案の審議等を行った。

区 分	開催日 (決議日)	議案等
第40回理事会 (書面)	4月17日	・議案：1件（▶評議員会の開催） ・報告事項：1件
第41回理事会	4月28日	・議案：2件（▶競技会場の仮決定、▶移動式宿泊施設の整備に係る契約の締結） ・報告事項：4件
第42回理事会 (書面)	5月23日	・議案：1件（▶評議員会の開催）
第43回理事会	6月 4日	・議案：5件（▶副会長の選定、▶2024年度事業報告書及び計算書類等の承認、▶競技会場の仮決定、▶大会情報システムの開発・運用業務委託契約の締結、▶評議員会の開催） ・報告事項：9件
第44回理事会 (書面)	7月 1日	・議案：5件（▶会長の選定、▶会長代行の選定、▶副会長の選定、▶専務理事の選定） ・報告事項：2件
第45回理事会 (書面)	7月15日	・議案：1件（▶評議員会の開催） ・報告事項：1件
第46回理事会	7月28日	・議案：3件（▶ホテルシップ契約、▶開閉会式業務委託契約、▶ホスト放送局業務委託契約） ・報告事項：1件
第47回理事会 (書面)	8月18日	・議案：1件（▶評議員会の開催） ・報告事項：1件
第48回理事会	9月 3日	・議案：3件（▶ホスト放送局委託契約締結、▶職員の給与に関する規程の一部改正、短期借入） ・報告事項：8件

2 大会全般

- ・ 2025 年 4 月に、首相官邸において、石破内閣総理大臣に対し、アジア・アジアパラ競技大会への支援について要請を行った。
- ・ 5 月には、第 3 回目となる、OCA 調整委員会、APC 調整委員会が開催され、両大会の準備状況等について OCA、APC と協議を行った。
- ・ 5 月に開催された OCA 総会において、OCA や各国オリンピック委員会に対し、アジア競技大会の準備状況等について報告を行った。
- ・ 4 月及び 8 月に開催された APC 理事会において、アジアパラ競技大会の準備状況等について報告を行った。
- ・ 大会の準備・運営に係る各業務を適切に推進していくため、OCA、APC との実務者レベルでのミーティングを定期的を実施した。
- ・ 大会開催に向けて、ハード・ソフト両面においてアクセシブルな環境を整えるため、アクセシビリティについて専門的な知見を持つ有識者（アクセシビリティアドバイザー）から、適宜、助言や意見等の聴取を行った。

3 競技

- ・ 4 月末から 5 月初めに、各競技の技術代表(TD)を集めた第 1 回 T D ミーティングを開催し、競技実施を始め大会運営について協議・調整を行った。
- ・ 5 月に、第 7 回アスリート委員会を開催し、アジア・アジアパラ競技大会の経験者など知見を有する者から、大会の運営に関する意見を聴取した。
- ・ アジア競技大会の競技プログラム(競技/種目/種別)について、7 月に開催されたOCA理事会で承認を得た。
- ・ 選手の参加登録(エントリー)に向けて、各NOC・NPCに対し、アジア競技大会では、6 月にエントリー バイ スポーツを実施、7 月にエントリー バイ ナンバーを開始した。

アジアパラ競技大会は、8 月にエントリー バイ ナンバーを開始した。

- ・ 両大会の表彰式に使用する各種備品(表彰台・衣装・表彰状など)のデザインの検討、入賞メダル・リボンの製造を進めるとともに、入賞メダルケースのデザインについてOCA・APCと調整を行った。
- ・ 医事衛生実施計画を基に、大会時の医療提供体制構築に向けて、関係機関への医療従事者派遣の支援・協力を要請するなど調整を進めた。
- ・ OCA・APCのほか、国際検査機関(ITA)、世界アンチ・ドーピング協会(WADA)、日本アンチ・ドーピング協会(JADA)など関係機関と連携し、各競技会場や宿

泊施設でのドーピング検査の実施体制や啓発ブース設置の準備を進めた。

4 式典及び文化プログラム

- ・ 開閉会式について、OCA・APCへの詳細な計画の提出に向けて、選手等の輸送(送迎)や会場での関係者動線など運営計画の策定を進めるとともに、8月に開閉会式に係る業務委託契約を締結した。
- ・ 聖火リレーについて、各実施自治体におけるリレーのルート調整、警備を含む実施計画の策定を進めた。
聖火リレーに使用するトーチ等の備品について、デザインの検討、OCA・APCとの調整を行った。
- ・ 文化プログラム認証制度「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム」について、積極的に周知し、活用を働きかけた。

5 競技大会施設

- ・ 3月末に竣工した愛知国際アリーナなど、会場ブロックプランの詳細について検討を進めた。
- ・ 自転車トラック競技を始め4競技のテストイベントを実施し、テストで明らかになった課題等を踏まえ、会場運営計画の見直しを行った
- ・ 4月に、競技会場設営・運営委託業務契約を締結し、各競技会場の仮設整備の実施設計を進めた。

6 宿泊

(1) 選手団宿泊施設

- ・ 名古屋港ガーデンふ頭での選手団宿泊拠点の設置について、移動式宿泊施設の整備に係る契約を締結し、設計業務に着手した。
- ・ 各国の選手団規模、各競技の日程、適切なサービスの提供等を考慮し、OCA・APC等とも協議・調整を行いつつ、適宜、配宿シミュレーションを更新した。
- ・ 選手団を配宿する宿泊施設との交渉を行い、契約を締結した。
- ・ 宿泊管理センターの設置に向けて、システムを活用した選手団の宿泊の予約・配宿管理、料金徴収のスキームやタイムラインの検討を進めた。

(2) 大会関係者(選手・チーム役員以外)宿泊施設

- ・ 関係者の分類・人数、輸送、適切なサービスの提供等を考慮し、OCA・APC等とも協議して、適宜、配宿シミュレーションを更新し、各宿泊施設と契約締結に向けて交渉を行った。

7 大会運営要員（ボランティア等）

【ボランティア】

- ・ 4月に一般ボランティアの募集を締め切り、引き続き競技ボランティアや学生ボランティア等の募集を進めた。
- ・ 3月から8月にかけて、ボランティア採用選考(採用イベント)を、各地(県外を含む)で実施した。
- ・ 6月下旬から選考結果を応募者へ順次通知し、7月から採用者に対してEラーニングによる共通研修を開始した。

【組織委員会職員】

- ・ 組織委員会職員として必要となる、大会に関する基本的な事項や、大会運営に係る各業務の専門的な知識等を習得する職員研修を実施した。(例：アジアパラ競技大会の理解を深めるための研修 等)

8 輸送

- ・ 大会関係者の輸送に関するバス及び乗用車の運行計画の策定、車両・運転手の確保、運行管理体制の検討を進めた。
- ・ 関係者用の輸送車両の基地となる輸送デポ(名古屋市港区空見町)の実施設計を行い、整備に着手した。
- ・ 選手団・大会関係者の配宿シミュレーションを踏まえた輸送拠点間の輸送ルート of 検討・関係機関との協議等を行った。

9 情報技術

- ・ 7月に大会情報システムの開発・運用業務委託契約を締結し、アジア競技大会の運営全般の基盤となる各種システムの開発を推進した。
- ・ 8月に大会ネットワーク詳細設計業務委託契約を締結し、大会運営に必要なネットワーク環境の整備を進めた。

10 メディア

- ・ 国際放送センター(IBC)とメインプレスセンター(MPC)により構成するメインメディアセンター(MMC)について、2024年度に作成した要求水準書や基本設計図に基づき、実施設計を行った。
- ・ 放送分野について、4月にアジア競技大会の開閉会式や競技映像等を制作するホスト放送局の業務委託契約を締結したが、委託事業者が適切な業務実施体制

を確保できる見通しが立たなかったため7月に契約を解除し、改めて委託事業者の選定を行った。

- ・ 国際放送センター(IBC)や各競技会場における国際映像制作体制などを検討した。
- ・ 報道分野について、メインプレスセンター(MPC)・競技会場におけるプレスオペレーション計画を策定・更新した。
- ・ 世界放送者会議・世界報道会議の開催準備を進めるとともに、メディア向けハンドブックの作成を行っている。

11 国際関係

- ・ 4月にOCA地域フォーラム(ブータン・タジキスタンで開催)に参加し、大会の準備状況を報告した。
- ・ 5月に開催された、第3回OCA調整委員会・APC調整委員会の準備・受け入れを行った。
- ・ 各競技会場や宿泊施設におけるプロトコルスタッフの配置計画や研修計画の作成に着手し、各施設に配置するスタッフの人数・人員確保に向けた取組の検討を行った。
- ・ 大会中に使用する各国の国旗・国歌について、選手団団長会議において、各NOC/NPCに確認するための準備を進めた。

12 警備

- ・ 開閉会式会場、競技会場、本部ホテル等の警備体制について、警察、海上保安庁等の関係機関と実務的な協議を行った。
- ・ 8月に警備員・警備資機材調達契約を締結し、大会時の警備員・警備資機材を確保するための調整を進めた。

13 大会プロモーション

- ・ 5月及び6月に大会500日前イベントを名古屋市内で実施し、大会開催に向けた機運醸成を図るとともに、1年前イベントの実施に向けた調整を進めた。
- ・ 大会ホームページ、SNS、マスコット、公式アンバサダー等を活用し、大会のPRを行うとともに、ピクトグラム、競技プログラムの発表等にあわせたPRイベント・交通広告等のプロモーションの検討を進めた。
- ・ OCA主催のファンラン(ブータン、タジキスタン、ブルネイ、ウズベキスタン、

モンゴル、カザフスタン)を始め、海外で開催されたイベントに大会のPRブースを出展するなど、海外向けのプロモーションを行った。

14 マーケティング

- ・ マーケティング代理店とともにパートナー候補企業へのセールスを継続して実施した。(パートナーシップ契約の締結 5 社、覚書等の締結 15 社)
- ・ スポンサーの権利保護への対応として、各競技会場の既設看板等のマスキングを行うクリーンベニューの計画策定を進めた。
- ・ 公式オンラインショップで公式ライセンスグッズの販売を開始するとともに、ライセンシー候補企業と交渉するなど、公式ライセンスグッズの充実に向けた取組を行った。
- ・ 大会ピクトグラムについて、競技団体と協議・調整を行い制作を進めた。
- ・ ビジュアルアイデンティティ(統一された一貫性のあるデザイン)を作成し、各種大会関連アイテムに展開した。
- ・ 策定したチケットティング計画に基づき、チケットシステムの構築などチケット販売に向けた検討を進めた。

報告事項 2 アジア競技大会開閉会式業務の今後の進め方について

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の開閉会式業務の今後の進め方について、資料 4 のとおり報告する。

報告事項 3 アジアパラ競技大会開閉会式について

第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）の開閉会式の調整・検討状況について、資料5のとおり報告する。

アジアパラ競技大会開閉会式の調整・検討状況について

1 現在の調整状況

(1) 経緯等

2025 年 8 月 28 日付で株式会社中日新聞社とパートナーシップ契約に関する覚書を締結し、アジアパラ競技大会開閉会式の業務委託について、現在、同社との調整を進めている。

※パートナーシップ契約に関する覚書締結（2025 年 8 月 28 日）

アジアパラ競技大会

- ・協賛ランク：AINAGOC Tier2 オフィシャルパートナー（カテゴリー独占権）
- ・カテゴリー：開閉会式の制作・実施・運営

(2) 調整の相手方

- ・法人名：株式会社中日新聞社

本 社：名古屋市中区三の丸一丁目 6 番 1 号

2 今後の検討について

中日新聞社から実施体制の提案などを求め、早期の契約締結に向けて交渉を進めていく。

報告事項 4 パートナーシップ契約の締結等について

パートナーシップ契約の締結状況について、資料 6 のとおり報告する。

アジア競技大会パートナー

資料 6 - 1

Tier 1 プレステージパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	カテゴリー
1	2025年7月21日(月)	本契約	GL events SA (ジーエル・イベント・エスエー)	会場運営（会場内設営含む）※競技運営、開閉会式運営は除く
2	2025年9月3日(水)	覚書	中部電力株式会社	電気公共サービス
3	2025年9月3日(水)	覚書	東海旅客鉄道株式会社	輸送（鉄道）
4	2024年11月11日(月)	基本合意	トヨタ自動車株式会社	モビリティ

OCAスポンサー ステイタス：AINAGOC Tier 1 プレステージパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	カテゴリー
1	2025年2月27日(木)	本契約	361° (スリー・シックス・ワン・ディグリー)	スポーツウェア
2	2025年3月19日(水)	本契約	BORNAN SPORTS TECHNOLOGY (ボーンナン スポーツ テクノロジー)	テクノロジー & デジタルデータ

アジア競技大会パートナー

資料6-2

Tier2 オフィシャルパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	カテゴリー
1	2025年4月7日(月)	本契約	東武トップツアーズ株式会社	旅行業（大会関係者輸送及びその他関連サービス）
2	2025年7月14日(月)	本契約	株式会社JTB	旅行業（大会関係者宿泊及びその他関連サービス）
3	2025年4月28日(月)	覚書	株式会社ニトリ	移動式宿泊施設（当該施設に付随する内装、家具・インテリア含む。）
4	2025年6月3日(火)	覚書	株式会社三菱UFJ銀行	銀行（都市銀行）
5	2025年8月1日(金)	覚書	NTT株式会社	通信

OCAスポンサー ステイタス：AINAGOC Tier2 オフィシャルパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	カテゴリー
1	2025年2月27日(木)	覚書	キヤノン株式会社	カメラ・オフィス機器・医療機器及びサービス
2	2025年4月1日(火)	覚書	Zhejiang Dafeng Industry Co.,Ltd (ジャージャン・ダーフェン・インダストリー)	開会式及び閉会式（企画、制作、運営、デジタルコンテンツ、聖火台の設計・制作、パフォーマンス、文化プログラムを含む）
3	2025年6月26日(木)	覚書	Shanghai Yude Energy Co., Ltd. (シャンハイ・ユード・エナジー)	大会運営に係る仮設電源供給 ※電気公共サービスは含まれない

アジア競技大会パートナー

資料 6 - 3

Tier3 オフィシャルスポンサー

No.	締結日	契約状況	企業名	カテゴリー
1	2025年7月24日(木)	覚書	ALSOK株式会社	セキュリティサービス & プランニング
2	2025年7月29日(火)	覚書	山東泰山体育器材有限公司 (サントウ・タイシャン・タイイクキザイ)	競技用具 (体操・武術太極拳・クラッシュ・柔術・アーチェリー・レスリング・空手・テコンドー・ボクシング)

Tier4 オフィシャルサプライヤー

No.	締結日	契約状況	企業名	カテゴリー
1	2025年7月29日(火)	覚書	Global Hospitality Group Japan株式会社 (グローバル・ホスピタリティ・グループ・ジャパン)	移動式宿泊施設の選手食堂運営
2	2025年8月28日(木)	覚書	株式会社中日新聞社	新聞

アジアパラ競技大会パートナー

資料 6 - 4

Tier 1 プレステージパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	カテゴリー
1	2025年1月29日(水)	覚書	GL events SA (ジーエル・イベント・エスエー)	会場運営（会場内設営含む）※競技運営、開閉会式運営は除く
2	2025年9月3日(水)	覚書	中部電力株式会社	電気公共サービス
3	2025年9月3日(水)	覚書	東海旅客鉄道株式会社	輸送（鉄道）
4	2024年11月11日(月)	基本合意	トヨタ自動車株式会社	モビリティ

Tier2 オフィシャルパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	カテゴリー
1	2025年4月7日(月)	本契約	東武トップツアーズ株式会社	旅行業（大会関係者輸送及びその他関連サービス）
2	2025年7月14日(月)	本契約	株式会社JTB	旅行業（大会関係者宿泊及びその他関連サービス）
3	2025年4月28日(月)	覚書	株式会社ニトリ	移動式宿泊施設（当該施設に付随する内装、家具・インテリア含む。）
4	2025年6月3日(火)	覚書	株式会社三菱UFJ銀行	銀行（都市銀行）
5	2025年8月28日(木)	覚書	株式会社中日新聞社	Tier2：開閉会式の制作・実施・運営 Tier4：新聞
6	2025年6月9日(月)	基本合意	豊島株式会社	セレモニーアパレル

Tier3 オフィシャルスポンサー

No.	締結日	契約状況	企業名	カテゴリー
1	2025年7月24日(木)	覚書	ALSOK株式会社	セキュリティサービス&プランニング

Tier4 オフィシャルサプライヤー

No.	締結日	契約状況	企業名	カテゴリー
1	2025年7月29日(火)	覚書	Global Hospitality Group Japan株式会社 (グローバル・ホスピタリティ・グループ・ジャパン)	移動式宿泊施設の選手食堂運営

報告事項 5 アジア・アジアパラ競技大会 1年前イベントの実
施について

アジア・アジアパラ競技大会 1年前イベントの実施について、その
概要を資料7のとおり報告する。

アジア・アジアパラ競技大会 1 年前イベントについて

○ 下記 5 つ取組を一連の「1 年前イベント」とし、開催都市等と連携して一体的に広報・PR を行い、大会の盛り上げを図っていく。

1 スケジュール

① 9 月 20 日 (土) 【1st. round】	・アジア競技大会 1 年前セレモニー ▶名古屋テレビ塔エリア
② 9 月 23 日 (火・祝) 【Special round】	・アジア競技大会 1 年前イベント 「One year countdown “IMAGINE ONE ASIA”」 ▶名古屋テレビ塔エリア
③ 10 月 5 日 (日) 【2nd. round】	・アジア・アジアパラ競技大会 1 年前イベント ▶エントリオ (豊田合成記念体育館)
④ 10 月 18 日 (土) 【3rd. round】	・アジアパラ競技大会 1 年前セレモニー ▶JR ゲートタワー イベントスペース
⑤ 10 月 26 日 (日) 【Last round】	・アジア・アジアパラ競技大会 1 年前イベント ▶岡崎中央総合公園総合体育館

2 各イベントの実施概要

① アジア競技大会 1 年前セレモニー 【1st. round】

・日 程：9 月 20 日 (土)、場所：名古屋テレビ塔エリア

- ・第 20 回アジア競技大会 1 年前セレモニー
- ・BMX フリースタイル パフォーマンス
- ・3 x 3 バスケットボール対戦チャレンジ
- ・大会アンバサダーによるトークショー

② アジア競技大会 1 年前イベント 【Special round】

「One year countdown “IMAGINE ONE ASIA”」

・日 程：9 月 23 日 (火・祝)、場所：名古屋テレビ塔エリア

- ・映像投影ショー (プロジェクションマッピング)
- ・アトラクション：日本の伝統芸能 (尾張万歳)
音楽演奏 (アジア各国のミュージシャンによる合同演奏)
- ・ハンドオーバーセレモニー：挨拶、選手団への大会招待状の手交式、写真撮影
- ・テレビ塔点灯式・映像ショー：テレビ塔シャンパンフラッシュ (イルミネーション)
ステージスクリーン等での映像ショー

テレビ塔点灯式・映像ショー (イメージ)



※ 一般の来場者にオリジナルポロシャツを配布、その他、子どもたちにはホノホンTシャツと大会参加国の国旗を描いた小旗を配布。

③ アジア・アジアパラ競技大会 1 年前イベント 【2nd. round】

・日 程：10 月 5 日 (土)、場所：エントリオ (稲沢市)

- ・アーティストラライブ
- ・ハンドボールデモンストレーション
- ・ブレイキンデモンストレーション

④ アジアパラ競技大会 1 年前セレモニー 【3rd. round】

・日 程：10 月 18 日 (土)、場所：JR ゲートタワー イベントスペース

- ・第 5 回アジアパラ競技大会 1 年前セレモニー
- ・アスリートトークショー・競技デモンストレーション
- ・大会アンバサダーによるトークショー

⑤ アジア・アジアパラ競技大会 1 年前イベント 【Last round】

・日 程：10 月 26 日 (日)、場所：岡崎中央総合公園総合体育館

- ・タレントトークショー・競技体験
- ・アスリートトークショー・競技デモンストレーション
- ・ワークショップブース、アジアの国/地域紹介ブース

報告事項 6 アジア競技大会 第1回世界放送者会議及び第1回世界報道会議の開催について

1 世界放送者会議について

(1) 概要

各国の放送権者などを対象に、大会時の映像制作体制や放送権者向けのサービス内容の説明、会場視察を行うもの。

(2) 開催日

2025年10月7日（火）～8日（水）

(3) 会場

名古屋市国際展示場（ポートメッセなごや）「イベント館」

(4) 参加者（予定）

各国の放送権者、ホスト放送局

OCA：メディア&ブロードキャスト部長

2 世界報道会議について

(1) 概要

報道関係者向けに、大会時のプレスオペレーション計画やサービス状況について情報提供や競技会場の視察を行うもの。

(2) 開催日

2025年10月9日（木）～10日（金）

(3) 会場

名古屋市国際展示場（ポートメッセなごや）「イベント館」

(4) 参加者（予定）

報道関係者：新聞、雑誌関係者やNOC担当者など

OCA：メディア&ブロードキャスト部長

報告事項 7 愛知・名古屋 2026 大会における SDGs 推進方針について

「愛知・名古屋 2026 大会における SDGs 推進方針」について、資料 8 のとおり報告する。

1 大会の持続可能性のコンセプト

ソーシャルグッドな大会の実現
～Beyond Aichi-Nagoya 2026 アジアと未来への架け橋～

ソーシャルグッド（Social Good）とは、持続可能な開発や社会問題の解決を通じて、より良い社会の実現に貢献するための活動や取組、また、その姿勢を指します。

愛知・名古屋 2026 大会を通じて、多くの人々が、2005 年日本国際博覧会「愛・地球博」でこの地域に根付いた「地球市民としての意識」を引き継ぎ、アジアの国と地域や将来に目を向け、スポーツに限らず、多様な社会問題の解決に向けて、社会をより良くするための行動を起こすきっかけとなるよう、開催都市や関係自治体、ボランティア、パートナー企業等、大会に関わる様々な方々とともに、ソーシャルグッドな大会を実現・発信し、2030 年の SDGs 達成に貢献していきます。

2 取組の方向性

開催都市をはじめ、この地域の様々な主体が、SDGs の理念を踏まえ、経済・社会・環境の 3 側面にわたって進めている取組に加え、各主体が愛知・名古屋 2026 大会を通じて、以下の方向性に沿った取組を推進していきます。

①「地球規模課題への意識」の継承
～持続可能な開発や社会問題の解決に繋がる行動を起こすきっかけに～

多くの競技会場や宿泊施設は、既存の施設やクルーズ船を活用します。これは、環境への負荷を軽減し、我が国において、コロナ禍以降に、国際総合スポーツ大会を有観客で行うサステイナブルな大会運営の先例となります。愛知・名古屋 2026 大会をモデルとすることで、開催都市の候補となることのできる都市が増え、大会の継続的な開催が可能となり、ひいては、アジア各地で、大会を契機とした経済、文化、スポーツなど様々な発展の好循環が生まれます。

また、大会関係者及び参加者が 3 つの R（リデュース、リユース、リサイクル）＋リニューアブル（再生可能資源への代替）に積極的に取り組み、次世代への「地球規模課題への意識」をレガシーとして継承できるようにします。物品については、可能な限りレンタルやリースを活用し、持続可能性に配慮した調達を行います。持続可能性に配慮した調達は、経済・社会・環境の調和の取れた持続可能な慣行の促進に繋がります。

【具体的な取組】

- ・ 既存のスポーツ施設の利用や、宿泊施設及びクルーズ船等の活用による仮設物の削減
- ・ 大会後の活用も見据えた移動式宿泊施設の利用やリース材・備品の調達
- ・ メインメディアセンター（MMC）における間伐材を活用した什器の設置
- ・ 給水機の設置等によるマイボトルの利用促進や環境に配慮した食器等の使用
- ・ 競技用備品の地域のスポーツ振興への活用
- ・ 入賞メダル製造におけるリサイクル金属の活用
- ・ 環境に配慮した記念品の贈呈
- ・ 「持続可能性に配慮した調達コード」の策定 など

②「多文化理解と共生の精神」の継承
～アジアの国と地域との共存や未来に繋がる行動を起こすきっかけに～

愛知・名古屋 2026 大会には、45 の国と地域から選手、関係者、観客が愛知・名古屋を訪れます。大会は、競技の実施のみならず、アジアの国と地域が相互に協力し、共存を築くために不可欠な、文化的交流の機会にもなります。

県民・市民が一体となって、選手団や観客をおもてなしすることは、多文化共生への理解に繋がります。また、未来を担う子どもたちが大会を通じて学び、学生が一緒になって大会を盛り上げるなど、若い世代が大会に関わることで、将来に繋がる多くの経験を得ることが出来ます。この経験は、大会後も、人々の中に残り、より良い未来を築く、かけがえのない財産となります。

また、「Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティ・ガイドライン」を 2023 年 12 月に策定しました。これを活用し、各主体に自主的な環境整備に幅広く取り組んでいただくことで、全ての人を包み込む、分け隔てのないインクルーシブな地域づくりが促進されます。

【具体的な取組】

- ・ 年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず参加できるボランティア活動
- ・ アスリート・パラアスリートの学校訪問
- ・ アジア各国・地域の文化や国際理解、多様性を学ぶための学習教材の制作・活用
- ・ パラスポーツを題材とした、共生社会を理解するための学習教材の活用
- ・ 市町村や学校における国際理解や障害者理解をテーマとした講座の開催
- ・ 市町村や学校におけるアジア各国・地域との交流を推進する取組への補助
- ・ 地域の学生と連携した大会の盛り上げ
- ・ Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティ・ガイドラインを活用した、言語の違いや障害の有無等に関わらず全ての人が大会にアクセスできる環境の確保
- ・ アクセシビリティに配慮した、名古屋市瑞穂公園陸上競技場や愛知国際アリーナの整備
- ・ 競技会場最寄り駅から競技会場までのアクセスルートのバリアフリー整備
- ・ 宿泊施設やスポーツ施設のバリアフリー化改修への補助
- ・ 様々な団体や機関と連携したスポーツ SDGs の普及・推進 など

3 取組の発信

組織委員会、開催都市、関係自治体、パートナー企業等が進める本方針に沿った取組を、大会に関わる様々な方々の助言もいただきながら、順次、具体化していくとともに、大会を通じて、ホームページ・SNS やイベント等で積極的に国内外に発信していきます。

また、大会終了後には、これらの取組を大会アーカイブとして記録・保存し、将来に継承していきます。

報告事項 8 アスリート委員会の活動について

1 第7回アスリート委員会の開催結果（概要）について

（1）日時

2025 年 5 月 28 日（水）午後 2 時から 4 時まで

（2）場所

栄オフィス 7 階会議室（オンライン併用）

（3）出席者

谷本歩実委員長、松田丈志副委員長始め 13 名中 11 名出席
（一部オンライン参加）

（4）議題

- ・ アスリート委員会の活動について
- ・ 第一回 TD ミーティング/第三回 OCA 調整委員会/
第三回 APC 調整委員会について
- ・ ボランティアの応募状況について
- ・ 環境に関する取り組みについて
- ・ 機運醸成について
- ・ 理念の実現に向けて
 - （1）共生社会の実現 ～大阪・関西万博～
 - （2）学校訪問事業について
 - （3）アジアの子どもたちの未来のために ～ドネーション企画～
- ・ アスリートを取り巻く環境対策
不正操作、誹謗中傷、盗撮、アンチ・ドーピング
- ・ その他

(5) アスリート委員からの主な意見

＜アスリート委員会の活動について＞

- ・アスリート委員として OB や OG とのつながりを活かしてボランティア要請もしていきたい。

＜第一回 TD ミーティング/第三回 OCA 調整委員会/第三回 APC 調整委員会について＞

- ・選手村に関しては、状況がわかりやすくなり、これから更に準備が加速していくと感じた。
- ・パリ 2024 オリンピック・パラリンピックでは、食堂までの間に坂があるため、車いすの選手には部屋で食事を済ませたという例がある。

＜ボランティアの応募状況について＞

- ・2026 年 4 月に入学する学生の参加権利を検討してほしい。

＜環境に関する取り組みについて＞

- ・マイボトルを持ち歩く等個人的なレベルで、そこから家族やその先の社会にどんどん波及していくということが大切である。

＜機運醸成について＞

- ・会社や大学に協力してもらうのも良い。
- ・新幹線の待合室やみどりの窓口など人が止まっている場所へ広告を掲出することは、効果があるのではないかな。

＜理念の実現に向けて＞

①共生社会の実現～大阪・関西万博～

- ・大阪万博のクラゲ館ではジェンダーや国籍にかかわらず様々なアテンダントが採用されており、インクルーシブな社会が

実現されていた。アジア・アジアパラ競技大会でも多様な人が集まるので、インクルーシブな取組ができれば一つの新しい表現方法になると思う。

②学校訪問事業について

- ・生徒たちと直接対話や触れ合いをすることで、パラアスリートやパラスポーツについて理解してもらえたと思う。

③アジアの子どもの未来のために ～ドネーション企画～

- ・ドネーション企画として参加国の公式ウェア、ユニフォーム、大会で使われたユニフォームやスポーツ用具などの恵まれない国の人々への寄付を通して社会貢献をしてはどうかと提案がなされた。

<アスリートを取り巻く環境対策>

- ・スポーツベッティングに対するアスリートへの啓蒙と教育、アスリートが安心して試合に臨めるような相談体制の整備、国際的なルールを参考にアスリートからの SOS を受け取る仕組みが必要である。
- ・アスリートへの誹謗中傷対策として JOC・JPC では、1 誹謗中傷の相談窓口の設置、2 教育研修、3 広報啓発、4 人材育成、5 監視機能の強化をしている。これらの新しい取り組みは、世界陸上やデフリンピックで取り入れていく方向で進んでおり、これらを踏まえて情報共有しながら検討していくべきではないかと提案がなされた。
- ・盗撮対策について対策が必要だと考えているので、AINAGOC がイニシアティブをとって取り組んでもらいたい。

